

市会議案第7号

国連人権高等弁務官事務所への任意拠出金の使途から
女子差別撤廃委員会を除外することの撤回等を求める
意見書

上記の議案を提出する。

令和7年3月24日提出

吹田市議会議員	玉井美樹子
---------	-------

同	柿原 真生
---	-------

同	益田 洋平
---	-------

同	村口久美子
---	-------

同	竹村 博之
---	-------

同	塩見みゆき
---	-------

国連人権高等弁務官事務所への任意拠出金の使途から
女子差別撤廃委員会を除外することの撤回等を求める
意見書（案）

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的とした女子差別撤廃条約は、１９７９年（昭和５４年）に国連総会で採択され、今年には我が国がこれを批准してから４０周年を迎える。同条約に基づき設置された女子差別撤廃委員会は、条約の実施に関する進捗状況を検討する役割を担っており、これまでも婚姻年齢の男女格差撤廃や、女性の再婚禁止期間廃止に係る法改正の実現に寄与してきた。

しかしながら、外務省は本年１月、同委員会が昨年１０月に男系男子の皇位継承を定めた皇室典範の改正を勧告したことへの抗議の意を示すため、国連人権高等弁務官事務所への任意拠出金の使途から同委員会を除外すること、また男女共同参画分野における我が国の取組等への理解増進のために予定していた委員の訪日プログラムの実施を見合わせることを同委員会側に伝達した。

同委員会は条約の実施状況について、日本政府からの報告のみならず、市民社会からの様々な情報を基に審査しており、皇室典範の規定についても、日本の立場に留意するとの考えを示していることから、同委員会が締約国の考えを理解せずに勧告しているとは言い難い。

また、皇室典範の改正に関する勧告は全体の一部に過ぎず、全体としては、選択的夫婦別姓制度の法制化など、女性の権利について重要な指摘も含まれている。それにもかかわらず、説明と対話を行うのではなく、拠出金の使途制限などの報復的な対応を行うことは、我が国が勧告の全てに聞く耳を持たず、ジェンダー平等に後ろ向きであるという誤ったメッセージになりかねない。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、国連人権高等弁務官事務所への任意拠出金の使途から女子差別撤廃委員会を除外することを撤回するとともに、ジェンダー平等を更に進めるため、同委員会から勧告された内容を速やかに履行するよう強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年３月　　日

吹　田　市　議　会